

基準単価 A

(別表1)

1 基準額		2 対象経費	
(1) 次に掲げる課程ごとのア、イ、ウ、エ、オ及びカの合計額			
	(1)自治体立養成所	(2)民間立養成所	看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費
	円	円	
<b>1 保健師養成所(注1)</b>			1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費 需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 (3) 添削指導員給与費 (4) 部外講師謝金 (5) 委託料(上記教員経費のうち(1)～(4)に該当するもの) 2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料(上記専任事務職員給与費) 3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費(消耗器材に要する経費) (3) 委託料(上記生徒経費のうち(1)、(2)に該当するもの) 4 実習施設謝金 (1) 報償費(実習施設謝金) (2) 委託料(上記報償費とする。) 5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 (1) 実習体制支援経費 賃金、需用費(燃料費、消耗品費、修繕費)、役務費(保険料、手数料)、備品購入費(単価30万円未満の備品に限る。)、使用料及賃借料 (2) 看護職員養成確保促進経費 旅費、需用費(印刷製本費)、食糧費(会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及賃借料 (3) 委託料(上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)、(2)に該当するものとする。) 
ア 養成所1か所当たり	_____	8,284,000	
イ 総定員(注6)が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに	_____	1,842,000	
ウ 事務職員(注7)分として1か所当たり	_____	536,000	
エ 生徒数(注8)一人当たり	_____	12,800	
<b>2 助産師養成所(注2)</b> <b>(1年間で教育を行うもの)</b>			
ア 養成所1か所当たり	_____	8,284,000	
イ 総定員数が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに	_____	1,842,000	
ウ 事務職員分として1か所当たり	_____	536,000	
エ 生徒数一人当たり	_____	141,800	
<b>(2年間で教育を行うもの)</b>			
ア 養成所1か所当たり	_____	4,142,000	
イ 総定員数が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに	_____	921,000	
ウ 事務職員分として1か所当たり	_____	268,000	
エ 生徒数一人当たり	_____	141,800	
<b>3 看護師(3年課程)養成所(注3)</b> <b>(全日制)</b>			
ア 養成所1か所当たり	5,392,000	16,178,000	
イ 統合カリキュラム実施施設	2,210,000	6,633,000	
ウ 総定員数が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに	736,000	1,842,000	
エ 事務職員分として1か所当たり	178,000	536,000	
オ 生徒数一人当たり	5,160	15,500	
カ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業(注9)実施施設1か所当たり	362,000	1,087,000	
<b>(全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制)</b>			
ア 養成所1か所当たり	_____	12,134,000	
イ 総定員数が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに	_____	1,381,000	
ウ 事務職員分として1か所当たり	_____	402,000	
エ 生徒数一人当たり	_____	15,500	
オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり	_____	1,087,000	
<b>4 看護師(2年課程)養成所(注4)</b> <b>(全日制)</b>			
ア 養成所1か所当たり	_____	13,889,000	
イ 総定員数が80人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに	_____	1,842,000	
ウ 事務職員分として1か所当たり	_____	536,000	
エ 生徒数一人当たり	_____	17,600	
オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり	_____	1,004,000	
<b>(定時制)</b>			
ア 養成所1か所当たり	_____	10,417,000	
イ 総定員数が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに	_____	1,381,000	
ウ 事務職員分として1か所当たり	_____	402,000	
エ 生徒数一人当たり	_____	17,600	
オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり	_____	1,004,000	

(別表1)

1 基準額		2 対象経費	
(通信制)			
ア 養成所1か所当たり	—————	17,081,000	
イ 総定員数が500人を超える養成所において、専任教員分として定員100人増すごとに	—————	1,842,000	
ウ 総定員数が500人を超える養成所において、添削指導員分として定員100人増すごとに	—————	1,595,000	
エ 事務職員分として1か所当たり	—————	536,000	
オ 生徒数一人当たり	—————	3,500	
<b>5 准看護師養成所(注5)</b>			
ア 養成所1か所当たり	—————	8,080,000	
イ 総定員数が80人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに	—————	1,842,000	
ウ 事務職員分として1か所当たり	—————	536,000	
エ 生徒数一人当たり	—————	13,100	
オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり	—————	973,000	
(2) 次に掲げる1、2及び3の額			
<b>1 「看護師養成所3年課程」導入促進事業</b> 専任教員等配置経費 養成所1か所当たり	円 —————	円 8,408,000	「看護師養成所3年課程」の設置準備に必要な次に掲げる経費 1 専任教員等配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費 需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教員経費のうちア、イに該当するもの) (2) 事務職員経費 ア 事務職員給与費 イ 委託料(上記事務職員給与費)
<b>2 助産師養成所開校促進事業</b> 専任教員等配置経費 養成所1か所当たり	円 —————	円 3,316,000	「助産師養成所」の設置準備に必要な次に掲げる経費 1 専任教員等配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費 需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教員経費のうちア、イに該当するもの)
<b>3 看護師養成所修業年限延長促進事業</b> 専任教員等配置経費 養成所1か所当たり	3,316,000	3,316,000	「看護師養成所」の修業年限延長に伴う準備に必要な次に掲げる経費 1 専任教員等配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費 需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教員経費のうちア、イに該当するもの)

(別表1)

1 基準額	2 対象経費
<p>(注)</p> <p>1 保健師養成所とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。)第2条に規定する養成所をいう。</p> <p>2 助産師養成所とは、指定規則第3条に規定する養成所をいう。</p> <p>3 看護師(3年課程)養成所とは、指定規則第4条第1項に規定する養成所をいう。</p> <p>4 看護師(2年課程)養成所とは、指定規則第4条第2項に規定する養成所をいう。</p> <p>5 准看護師養成所とは、指定規則第5条に規定する養成所をいう。</p> <p>6 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。</p> <p>7 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に二人以上専任としての位置付がなされている場合に限る。</p> <p>8 生徒数は、当該年度の4月15日(以下「基準日」という。)現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。</p> <p>なお、次の(1)及び(2)に掲げる者については、「基準日」における人員に含まない。</p> <p>(1) 退学を申請している者で基準日以降授業を受けることなく退学した者</p> <p>(2) 休学者(事実上、休学状態の者を含む。)で基準日以降、年度内に授業を受ける見込みのない者</p> <p>9 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業とは、へき地等に所在する看護師及び准看護師養成所における実習施設への交通手段の借り上げや学生募集、就職相談会等地域の実情に即した取組をいう。</p> <p>なお、「へき地等」とは、人口5万人未満の市町村であって、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域又は山村振興法(昭和40年法律64号)第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村の地域をいう。</p>	<p>(注)</p> <p>1 対象経費の説明は別表4のとおりである。</p> <p>2 専任教員とは、指定規則第2条第4号、第3条第4号、第4条第1項第4号、第4条第2項第4号及び第5条第4号に規定する保健師、助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。</p> <p>3 事務職員とは、養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に専任する者をいう。</p>

基準単価 B

(別表2)

1 基準額		2 対象経費	
(1) 次に掲げる課程ごとのア、イ及びウの合計額			
		(1)自治体立養成所	(2)民間立養成所
		円	円
<b>1 保健師養成所</b>			
ア	新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり	_____	340,000
イ	看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり	_____	147,000
<b>2 助産師養成所</b>			
<b>(1年間で教育を行うもの)</b>			
ア	新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり	_____	340,000
イ	看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり	_____	147,000
ウ	助産師学生実践能力向上事業実施施設について1ヶ所当たり	_____	4,510,000
<b>(2年間で教育を行うもの)</b>			
ア	新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり	_____	340,000
イ	看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり	_____	147,000
ウ	助産師学生実践能力向上事業実施施設について1ヶ所当たり	_____	4,510,000
<b>3 看護師(3年課程)養成所</b>			
<b>(全日制)</b>			
ア	新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり	113,000	340,000
イ	看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり	49,000	147,000
<b>(全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制)</b>			
ア	新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり	_____	340,000
イ	看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり	_____	147,000
<b>4 看護師(2年課程)養成所</b>			
<b>(全日制)</b>			
ア	新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり	_____	340,000
イ	看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり	_____	147,000
<b>(定時制)</b>			
ア	新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり	_____	340,000
イ	看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり	_____	147,000
<b>(通信制)</b>			
ア	新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり	_____	340,000
イ	看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり	_____	147,000
<b>5 准看護師養成所</b>			
ア	新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり	_____	340,000
イ	看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり	_____	147,000
<b>(注)</b>			
1	新任看護教員研修事業、看護教員養成講習会参加促進事業及び助産師学生実践能力向上事業は次のとおりとする。		
(1)	新任看護教員研修事業 看護師等養成所において、看護教員としての基礎がつけられる新任の専任教員に対する研修を実施するものをいう。		
(2)	看護教員養成講習会参加促進事業 平成22年4月5日医政発0405第3号厚生労働省医政局長通知「看護教員に関する講習会の実施要領について」に基づき実施される専任教員養成講習会又は教務主任養成講習会に教員を受講させる看護師等養成所を対象とする。		
(3)	助産師学生実践能力向上事業 助産師養成所において、学生の実践能力向上を図るために実施する演習及び実習を対象とする。		

(別表3)

看護師等養成所の課程ごとの定員数	調整率
定員181人以上	0.92
定員161人以上180人以下	0.94
定員121人以上160人以下	1.00
定員81人以上120人以下	1.02
定員80人以下	1.04

(注)生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

(別表4) 「看護師等養成所運営費補助金」科目の説明

ア 看護師等の養成に必要な経費

※科目の各番号は、様式1の3及び様式2の3の各番号に準ずる。

種 目	科 目	説 明
教員経費	1 専任教員給与費	○ 専任教員に対する給料及び手当 (法定福利費(共済費)を除く)
	1-1 基本給	○ 本俸又はこれに準ずるもの
	1-2 扶養手当	○ 家族を扶養する手当
	1-3 諸手当	
	1-3-1 通勤手当	○ 通勤に要する運賃等に対し支給する手当
	1-3-2 宿日直手当	○ 正規の勤務時間外に、宿直又は日直を行った場合に支給する手当
	1-3-3 勤務地手当	○ 在勤地に応じ支給する手当
	1-3-4 その他の手当	○ 上記以外に支給する手当(住居手当、職務手当)等
	1-4 特別手当	○ 賞与に相当する手当
	1-5 超過勤務手当	○ 時間外、休日に勤務した場合に支給する時間外手当
	2 専任教員人当庁費	○ 専任教員に要する一般事務費及び福利厚生費
	2-1 消耗品費	○ 各種事務用紙、封筒類、筆、墨、印肉類、チョーク、スタンプ台、諸帳簿、伝票等文房具の代価、その他短期日に消耗しないがその性質が長期使用に適しないもの及び器具器械として分類しがたいものの代価(修理代価を含む。)
	2-2 印刷製本費	(1) 図書、文書、議案、図面、罫紙類、諸帳簿、パンフレット等の印刷代(用紙代を含む。) (2) 図書、雑誌、書類、伝票、帳簿等の製本代及び表装代
	2-3 備品購入費	○ 事務用又は教育活動用の器具器械類及びその他の設備品等で、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の使用に耐えるもの、並びにこれらの付属品で器具器械として分類できるものの代価(修理代価を含む。)(教員の使用するものに限る) (備品の賃借料、医療用備品、施設管理備品は除く)
	2-4 通信運搬費	(1) 郵便料、電信料、電話料 (2) 事務用の諸物品の荷造り費及び運賃 (3) 近距離の乗車(船)運賃 (4) 有料道路の通行券
	2-5 福利厚生費	○ レクリエーション等に対する援助金及び健康診断費
	3 添削指導員給与費	○ 添削指導員に対する給料及び手当
	3-1 基本給	○ 本俸又はこれに準ずるもの
	3-2 扶養手当	○ 家族を扶養する手当
	3-3 諸手当	
3-3-1 通勤手当	○ 通勤に要する運賃等に対し支給する手当	
3-3-2 宿日直手当	○ 正規の勤務時間外に、宿直又は日直を行った場合に支給する手当	
3-3-3 勤務地手当	○ 在勤地に応じ支給する手当	
3-3-4 その他の手当	○ 上記以外に支給する手当(住居手当、職務手当)等	
3-4 特別手当	○ 賞与に相当する手当	
3-5 超過勤務手当	○ 時間外、休日に勤務した場合に支給する時間外手当	
4 部外講師謝金		
4-1 講師謝礼	○ 専任教員以外の教員(講師)に対する報酬(手当、謝金、賃金等) なお、出題、講師謝礼を含む(ただし交通費は除く)	
事務職員経費	6 給与費	○ 事務職員に対する給料及び手当
	6-1 基本給	○ 本俸又はこれに準ずるもの
	6-2 扶養手当	○ 家族を扶養する手当
	6-3 諸手当	
	6-3-1 通勤手当	○ 通勤に要する運賃等に対し支給する手当
	6-3-2 宿日直手当	○ 正規の勤務時間外に、宿直又は日直を行った場合に支給する手当
	6-3-3 勤務地手当	○ 在勤地に応じ支給する手当
6-3-4 その他の手当	○ 上記以外に支給する手当(住居手当、勤務手当)等	

種 目	科 目	説 明
	6-4 特別手当	○ 賞与に相当する手当
	6-5 超過勤務手当	○ 時間外、休日に勤務した場合に支給する時間外手当
生徒経費	8 事業用教材購入費	○ 学生・生徒が使用する教材の中で備品的なもの（教材用模型等、視聴覚教育器具、医療器械及びその他の事業用器具の購入費）
	9 臨床実習経費	○ 実習施設に持ち込む消耗器材購入費（実習衣、予防衣等） 実習先に置き放しの備品、消耗品は除く
実習施設謝金	11 実習施設謝金	○ 実習施設に対する謝金 中元、歳暮等の儀礼的なものは除く

#### イ 「看護師養成所3年課程」の設置準備に必要な経費

※科目の各番号は、様式3の3及び様式4の3の各番号に準ずる。

種 目	科 目	説 明
専任教員等配置経費	1 教員経費	
	1-1 給与費	○ 専任教員に対する給料及び手当 内訳は、ア 看護師等の養成に必要な経費 における教員経費の専任教員給与費に準ずる。
	1-2 人当庁費	○ 専任教員に要する一般事務費及び福利厚生費
	1-2-1 消耗品費	各費目の内容は、ア 看護師等の養成に必要な経費 における教員経費
	1-2-2 印刷製本費	の専任教員人当庁費に準ずる。
	1-2-3 備品購入費	
	1-2-4 通信運搬費	
	1-2-5 福利厚生費	
	2 事務職員経費	
	2-1 給与費	○ 事務職員に対する給料及び手当 内訳は、ア 看護師等の養成に必要な経費 における事務職員経費の給与費に準ずる。

#### ウ 「助産師養成所」の設置準備に必要な経費

※科目の各番号は、様式5の3及び様式6の3の各番号に準ずる。

種 目	科 目	説 明
専任教員等配置経費	1 教員経費	
	1-1 給与費	○ 専任教員に対する給料及び手当 内訳は、ア 看護師等の養成に必要な経費 における教員経費の専任教員給与費に準ずる。
	1-2 人当庁費	○ 専任教員に要する一般事務費及び福利厚生費
	1-2-1 消耗品費	各費目の内容は、ア 看護師等の養成に必要な経費 における教員経費
	1-2-2 印刷製本費	の専任教員人当庁費に準ずる。
	1-2-3 備品購入費	
	1-2-4 通信運搬費	
	1-2-5 福利厚生費	

#### エ 「看護師養成所」の修業年限延長の伴う準備に必要な経費

※科目の各番号は、様式7の3及び様式8の3の各番号に準ずる。

種 目	科 目	説 明
専任教員等配置経費	1 教員経費	
	1-1 給与費	○ 専任教員に対する給料及び手当 内訳は、ア 看護師等の養成に必要な経費 における教員経費の専任教員給与費に準ずる。
	1-2 人当庁費	○ 専任教員に要する一般事務費及び福利厚生費
	1-2-1 消耗品費	各費目の内容は、ア 看護師等の養成に必要な経費 における教員経費
	1-2-2 印刷製本費	の専任教員人当庁費に準ずる。
	1-2-3 備品購入費	
	1-2-4 通信運搬費	
	1-2-5 福利厚生費	